

ヤマザキ動物専門学校 学則

令和5年4月1日

○ヤマザキ動物専門学校学則

平成7年4月1日

制定

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日（第5条～第7条）
- 第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織（第8条～第13条）
- 第4章 入学、休学、退学、除籍及び卒業（第14条～第23条）
- 第5章 科目等履修生（第24条）
- 第6章 賞罰（第25条・第26条）
- 第7章 入学金、授業料等（第27条～第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 ヤマザキ動物専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、動物の保護及び管理に必要とされる知識、技術並びに教養を修得するために専修学校を設立し、優れた人材を養成することを目的とする。

（名称）

第2条 本校は、ヤマザキ動物専門学校という。

（位置）

第3条 本校の位置を東京都渋谷区松濤2丁目16番5号に置く。

（自己点検・評価）

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

2 本校は、自己評価の結果を踏まえた本校の関係者による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施及び結果の公表について必要な事

項は、別に定める。

第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
昼	動物管理専門課程	愛玩動物看護学科	3年	120人	360人	9	
	(文化・教養)	計		120人	360人	9	

ただし、在学年数は修学年限の2倍を超えてはならない。

(学年・学期の終始期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 本校の学期は、当該年度の学年暦に基づき、前期と後期の2学期制とする。

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 夏季休業、冬季休業及び春季休業の期間は学年暦で定める。

(4) 創立記念日 12月10日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、別表第1のとおりとする。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校の専門課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義にあつては15時間をもって1単位、実習にあつては30時間をもって1単位とする。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第10条 教育上有益と認めるときは、本校の定めるところにより、生徒が行った他の専修学校、短期大学、大学等における授業科目の履修を、課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、本校における授業科目の履修とみなすことができる。

(入学前の授業科目の履修等の認定)

第11条 動物管理専門課程愛玩動物看護学科の授業科目において、他の専修学校、短期大学、大学等において履修した授業科目で、出願時に申請があれば、本校の規程に基づいて履修したことを認めることがある。

(始業・終業時刻)

第12条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

昼夜別	課程名	始業時刻	終業時刻
昼	動物管理専門課程	9：10	16：20

(教職員組織)

第13条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教員 14人以上
(専任9人以上、兼任5人以上)
- (4) 事務職員 3人以上
- (5) 学校医 1人(兼任)

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

3 副校長は、校長を補佐する。

第4章 入学、休学、退学及び卒業

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者

(8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学したものであって、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者

(9) その他本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者
(入学時期)

第15条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学手続、許可)

第16条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第26条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

2 前項の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学を決定する。

3 本校に入学許可された者は、入学許可の日から14日以内に第26条に定める入学金及び授業料等の半年分を添えて手続をとらなければならない。

4 前項にかかわらず、授業料等については校長の判断により分納を認めることがある。

(休学、復学)

第17条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出して校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、校長の許可を受けて復学することができる。

3 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の事情がある場合には、引続き1年間に限り、期間延長の許可をすることができる。

4 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。

5 休学の期間は、在学年数に算入しない。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(編入学)

第19条 動物管理専門課程動物看護・美容・トレーニング学科、愛玩動物看護学科に専修学校・大学等を1年以上在籍又は卒業した者の編入学を本校の規定に基づいて、認めることがある。

(除籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長が除籍する。

- (1) 第5条に定める在学年限を超えた者
 - (2) 休学期間を超えて、なお修学できない者
 - (3) 授業料の納付を怠り、催促しても、なお納入しない者
 - (4) 死亡した者又は長期にわたり、行方不明の者
- (卒業、修了の認定)

第21条 校長は、教育課程の定めるところにより、学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。

(卒業証書の授与)

第22条 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第23条 前条に規定するところにより、動物管理専門課程愛玩動物看護学科を修了した者は、専門士（文化・教養専門課程）と称することができる。

第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第24条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第6章 賞罰

(褒賞)

第25条 成績優秀にして、他の模範となる者には、褒賞・表彰することがある。

2 その他褒賞・表彰に関する事項は、別に定める。

(懲戒)

第26条 生徒がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、生徒としての本分にもとる行為があったときは懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うものとする。

- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 その他懲戒に関する事項は、別に定める。

第7章 入学金、授業料等

(納付金)

第27条 本校の入学検定料、入学金、授業料等は、次のとおりとする。

愛玩動物看護学科（全日3年制）

入学検定料 20,000円

入学金 200,000円

第一年次	
授業料	850,000円
施設費	280,000円
第二年次	
授業料	850,000円
施設費	280,000円
第三年次	
授業料	850,000円
施設費	280,000円

(納入及び納入の特例)

第28条 生徒がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 特別の理由がある場合には、別に定めるところにより、授業料等の分納許可及び授業料等の全部又は一部を減免することがある。

第29条 休学を許可された者は、在籍料を納入しなければならない。在籍料については、別に定める。

(退学・除籍及び停学の場合の授業料)

第30条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該学期分の授業料は、徴収する。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(修業年限を超えて在籍する者の学費等)

第30条の2 修業年限を超えて在学する者の当該学期分の学費等については、第27条の規定にかかわらず別に定める。

(納入金の還付)

第31条 既に納入した授業料、入学金及び入学検定料は、原則として返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、入学手続完了後入学辞退をする場合、年度末3月31日までに本校指定の辞退申請書と入学許可書の提出があれば、既に納めた金額のうち入学金及び入学金検定料以外を返金する。

(健康診断)

第32条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

附 則

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年3月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月20日理事会承認)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず平成28年度については各学年の定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	第1学年	第2学年	第3学年	合計

動物管理専門課程	動物看護・美容学科	80人	120人	120人	320人
	動物看護学科	40人	40人	—	80人
	動物美容学科	40人	40人	—	80人
	計	160人	200人	120人	480人

3 第5条の規定にかかわらず平成29年度については各学年の定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	第1学年	第2学年	第3学年	合計
動物管理専門課程	動物看護・美容学科	80人	80人	120人	280人
	動物看護学科	40人	40人	—	80人
	動物美容学科	40人	40人	—	80人
	計	160人	160人	120人	440人

附 則（平成29年2月16日理事会承認）

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定については、平成29年4月1日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、平成30年度の各学年の定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	第1学年	第2学年	第3学年	合計
動物管理専門課程	動物看護・美容学科	80人	80人	80人	240人
	動物看護学科	40人	40人	—	80人
	動物美容学科	—	40人	—	40人
	動物美容・トレーニング学科	40人	—	—	40人
	計	160人	160人	80人	400人

3 第26条の規定にかかわらず、平成29年度以前入学生の納付金は、旧学則（平成28年4月1日施行）を適用する。

附 則（平成29年11月16日理事会及び平成30年3月22日理事会承認）

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、平成31年度の各学年の定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	第1学年	第2学年	第3学年	合計
動物管理専門課程	動物看護・美容学科	—	80人	80人	160人
	動物看護学科	—	40人	—	40人

	動物看護・美容・トレーニング学科	40人	—		40人
	動物美容・トレーニング学科	—	40人		40人
	計	40人	160人	80人	280人

3 第5条の規定にかかわらず、令和2年度の各学年の定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	第1学年	第2学年	第3学年	合計
動物管理専門課程	動物看護・美容学科	—	—	80人	80人
	動物看護・美容・トレーニング学科	40人	40人		80人
	計	40人	40人	80人	160人

附 則（令和2年3月12日理事会承認）

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第23条（称号の授与）については令和2年2月29日より適用する。

附 則（令和2年3月12日理事会承認）

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、令和3年度の各学年の定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	第1学年	第2学年	第3学年	合計
動物管理専門課程	動物看護・美容・トレーニング学科	—	40人		40人
	愛玩動物看護学科	80人	—	—	80人
	計	80人	40人	—	120人

3 第5条の規定にかかわらず、令和4年度の各学年の定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	第1学年	第2学年	第3学年	合計
動物管理専門課程	愛玩動物看護学科	80人	80人	—	160人
	計	80人	80人	—	160人

附 則（令和3年1月21日理事会承認）

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月21日理事会承認）

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 第5条の規定にかかわらず、令和4年度の各学年の定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	第1学年	第2学年	第3学年	合計
動物管理専門課程	愛玩動物看護学科	120人	80人	—	200人
	計	120人	80人	—	200人

3 第5条の規定にかかわらず、令和5年度の各学年の定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	第1学年	第2学年	第3学年	合計
動物管理専門課程	愛玩動物看護学科	120人	120人	80人	320人
	計	120人	120人	80人	320人

附 則（令和3年4月20日理事会承認）

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月21日理事会承認）

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月9日理事会承認）

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

教育課程及び授業時数

愛玩動物看護学科								
区分	授業科目	必選 の別	1年次		2年次		3年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期
教 養 教 育 科 目	生物学	必	30					
	動物文化論	必					30	
	動物とアートⅠ	必	10					
	動物とアートⅡ	必				20		
	キャリアマネジメント	必				30		
	英語	必		30				
	コンピュータリテラシⅠ（基礎）	必	30					
	コンピュータリテラシⅡ（応用）	必					30	
	アッセンブリーアワーⅠ	必	15	15				
	アッセンブリーアワーⅡ	必			15	15		
	アッセンブリーアワーⅢ	必					15	15

小計 (時限)			85	45	15	65	75	15	
専門教育科目	専門基礎科目	生命倫理・動物福祉	必	15	15				
		動物形態機能学Ⅰ	必	30	30				
		動物形態機能学Ⅱ (生理学)	必			30	30		
		動物繁殖学	必					30	
		動物行動学	必				30		
		動物栄養学Ⅰ (基礎)	必				30		
		動物栄養学Ⅱ (臨床)	必					30	
		比較動物学 (野生動物、産業動物、実験動物)	必					30	30
		動物看護関連法規	必					15	
		動物愛護・適正飼養関連法規	必						15
		動物看護学概論	必	30					
		動物病理学	必			30			
		動物薬理学Ⅰ (基礎)	必			30			
		動物薬理学Ⅱ (応用)	必					30	
		動物感染症学Ⅰ (免疫学)	必		30				
	動物感染症学Ⅱ (微生物学)	必			30				
	動物感染症学Ⅲ (感染症学)	必					30		
	公衆衛生学Ⅰ	必				30			
	公衆衛生学Ⅱ (ヒトと動物の共通感染症)	必					30		
	小計 (時限)			75	75	120	120	165	75
専門科目	動物内科看護学Ⅰ (基礎)	必	15	15					
	動物内科看護学Ⅱ (応用)	必			30	30			
	動物外科看護学Ⅰ (基礎)	必			15	15			
	動物外科看護学Ⅱ (応用)	必					30		
	動物臨床看護学総論	必	15	15					
	動物臨床看護学各論Ⅰ (基礎)	必		30					
	動物臨床看護学各論Ⅱ (応用)	必			30	30			
	動物臨床看護学各論Ⅲ (臨床)	必					30		
	動物臨床検査学	必		30					
	動物医療コミュニケーション	必		30					

	愛玩動物学Ⅰ（愛玩動物特性）	必	30					
	愛玩動物学Ⅱ（エキゾチックアニマル特性・ケア）	必		30				
	コンパニオンアニマルケア論	必			30			
	ドッグトレーニング論	必	30					
	人と動物の関係学	必						30
	適正飼養指導論Ⅰ（適正飼養）	必					30	
	適正飼養指導論Ⅱ（動物災害・危機管理）	必						30
	動物生活環境学	必						30
	ペット関連産業概論	必						30
	動物看護学総合（国家試験対策講座）	必					30	30
	動物形態機能学実習	必		30				
	動物内科看護学実習	必	60	60				
	動物応用看護学実習	必				60		
	動物臨床検査学実習	必			60			
	動物外科看護学実習Ⅰ	必			30	30		
	動物外科看護学実習Ⅱ	必					30	
	動物臨床看護学実習	必					30	30
	動物愛護・適正飼養実習	必	60					
	動物看護総合実習Ⅰ	必	30	30				
	動物看護総合実習Ⅱ	必			30	30		
	動物看護総合実習Ⅲ	必					30	30
	コンパニオンアニマルケア実習Ⅰ（基礎）	必		60				
	コンパニオンアニマルケア実習Ⅱ（応用）	必			60	60		
	コンパニオンアニマルケア実習Ⅲ（総合）	必			30			
	ドッグトレーニング実習Ⅰ（基礎）	必	60					
	ドッグトレーニング実習Ⅱ（応用）	必			45	45		
	動物看護実習（動物看護コース）	必選					60	
	ペット関連産業実習（ペット関連産業コース）	必選					60	
	小計（時限）		300	330	360	300	270	210
選	動物実習短期留学	選				30		

	研修・ボランティア活動	選	30					
	小計（時限）		60					
	1時限時間数（分）		45	45	45	45	45	45
	必修科目授業時数		460	450	495	485	450	300
	必修選択科目授業時数						60	
	卒業に必要な総授業時数		460	450	495	485	510	300
	教養科目・専門科目・総合科目合計		910		980		810	
(必修選択科目の履修方法)								
第3学年においては、必修選択科目（動物看護コースまたはペット関連産業コース）のどちらか一方を選択し履修すること。								